様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月11日

□ 中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.nara.jp/49384.htm

執行機関名

知事等（教育委員会）が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1第9の項 奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	奈良県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の期間等に寄与することを目的とする。	教育委員会は、県立高等学校専攻科に在学する低所得世帯の生徒に対し授業料に係る支援を行うことにより教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、奈良県立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科支援金」という。）を支給するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈良県立高等学校専攻科修学支援金支給要綱 奈良県立高等学校専攻科修学支援金事務処理要領